

別表第3

1. 事業を廃止した場合

事業の廃止により障害福祉サービス事業を行わなかった期間	返還額
1日以上1か月以下	交付を受けた補助金の全額
1か月を超えて2か月以下	
2か月を超えて3か月以下	
3か月を超えて4か月以下	
4か月を超えて5か月以下	

* 令和4年度内に事業を廃止した場合、廃止の時期にかかわらず、交付した補助金の全額を返還することとする。

2. 事業を休止した場合

事業の休止により障害福祉サービス事業を行わなかった期間	返還額
1日以上1か月以下	交付要綱第3の定員数または車両台数 × 別表第1の基準額 × 1/12
1か月を超えて2か月以下	交付要綱第3の定員数または車両台数 × 別表第1の基準額 × 2/12
2か月を超えて3か月以下	交付要綱第3の定員数または車両台数 × 別表第1の基準額 × 3/12
3か月を超えて4か月以下	交付要綱第3の定員数または車両台数 × 別表第1の基準額 × 4/12
4か月を超えて5か月以下	交付要綱第3の定員数または車両台数 × 別表第1の基準額 × 5/12

* 事業の休止とは、県に休止届を提出して障害福祉サービス事業を行わなかった期間が該当する。

* この表の「事業の休止により障害福祉サービス事業を行わなかった期間」については、交付申請時に「休止する予定の期間」として「障害福祉サービス事業を行わなかった期間」にカウントした期間は除く。

* 休止した月のカウント方法は別表第2と同じとし、ある月のうち1日でも休止した日がある場合、その月は全て障害福祉サービス事業を行わなかった期間にカウントする。

例えば、令和5年1月15日から2月25日まで休止した場合、1月と2月の2か月が障害福祉サービス事業を行わなかった期間に該当する。

よって、障害福祉サービス事業を行わなかった期間は「1か月を超えて2か月以下」となり、返還額は「交付要綱第3の定員数または車両台数 × 別表第1の基準額 × 2/12」となる。

* 算出された額に100円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。